



訴 状

平成26年 7月25日

和歌山地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 豊 田 泰 史



弁護士 太 田 達 也



弁護士 重 藤 雅 之



当事者の表示

後記のとおり

請求の趣旨及び原因

後記のとおり

証拠方法及び附属書類

後記のとおり

発信者情報開示等請求事件

訴訟物の価格 1,600,000円 (算定不能)

帖用印紙額 13,000円

請求の趣旨

- 1 被告は、原告らに対し、別紙発言目録に係る別紙発信者情報目録記載の情報を開示せよ。
- 2 被告は、別紙発言目録記載の発言を含む下記スレッドの全ての送信を防止せよ。

記

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2446>

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2447>

- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

との裁判を求める。

請求の原因

1 当事者

(1) 原告有限会社銀徳（以下、「原告銀徳」という。）は、岩出市に事務所を置く会社であり、原告吉村公俊（以下、「原告吉村」という。）は、同社の代表者である。

(2) 被告は、インターネットで閲覧可能な電子掲示板「和ネット」

（<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/>）（以下、「本件掲示板」という。）を設置・運営し、そのシステムを管理している者である。

本件掲示板は、誰でもこれを閲覧し又はこれに書き込みをすることが可能であり、本件掲示板に書き込まれた情報は、電子通信により送信され、本件掲示板にアクセスする不特定の者によって受信されることになる。被告は、本件掲示板のシステムを用いて、本件掲示板に書き込みをして情報を発信する者と本件掲示板にアクセスして情報を受信する者との通信を媒介する者である。

本件掲示板に書き込まれた情報は、被告又は書き込みをした者しか削除し得ない仕組みとなっている。

2 原告に対する権利侵害

(1) 本件各発言の存在

本件掲示板上には、別紙発言目録記載の各スレッドが存在するが、各スレッドに

は、同別紙記載の各発言（以下、「本件各発言」という。）が、氏名不詳者によって書き込まれ、インターネットを通じて不特定人に広く公開されている（甲2、甲3）。

なお、現在各スレッドは、仮処分命令によって仮に削除された状態となっている（甲6、甲7）。

（2）原告らに対する名誉棄損

ア 本件スレッドに書き込まれた各メッセージ内容は、原告らの社会的評価を低下させるものである。

イ すなわち、

（ア）「有限会社銀徳吉村公俊って何者？」と題するスレッド（甲2）

（<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2446>）

①メッセージ番号1

この発言は、原告銀徳及び原告吉村が給料を受け取りにきた人物に借用証を書かせようとしたとの事実を記載し、これをもって暴力団よりも酷い悪質な行為をしているとの評価を記載して、原告らの社会的評価を低下させるものである。

（イ）「有限会社銀徳吉村公俊って何者？」と題するスレッド（甲3）

（<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2447>）

①メッセージ番号1

この発言は、原告銀徳及び原告吉村が給料を受け取りにきた人物に借用証を書かせようとしたとの事実を記載し、これをもって暴力団よりも酷い悪質な行為をしているとの評価を記載して、原告らの社会的評価を低下させるものである。

②メッセージ番号3

この発言は、「Re: 有限会社銀徳吉村公俊って何者？」とのタイトルと相まって、原告銀徳及び原告吉村が違法行為を行ったことを前提とした記述となっており、原告らの社会的評価を低下させるものである。

③メッセージ番号4

この発言は、「Re: 有限会社銀徳吉村公俊って何者？」とのタイトルと相まって、原告銀徳及び原告吉村が被告に実印を押すことを強要したかのよ

うな事実を適示して、原告らの社会的評価を低下させるものである。

④メッセージ番号5

この発言は、「Re: 有限会社銀徳吉村公俊って何者?」とのタイトルと相まって、原告が行政処分を受けたことをもって、原告銀徳及び原告吉村が眞面目に仕事をしていないとの事実を適示して、原告銀徳及び原告吉村の社会的評価を低下させるものである。

⑤メッセージ番号6

この発言は、「Re: 有限会社銀徳吉村公俊って何者?」とのタイトルと相まって、具体的な事実を適示せず、原告銀徳及び原告吉村の社会的評価を低下させるものである。

⑥メッセージ番号8

この発言は、「Re: 有限会社銀徳吉村公俊って何者?」とのタイトルと相まって、具体的な事実を適示せず、原告銀徳及び原告吉村の社会的評価を低下させるものである。

⑦メッセージ番号9

この発言は、「Re: 有限会社銀徳吉村公俊って何者?」とのタイトルと相まって、原告銀徳及び原告吉村が第三者に何らかの被害を及ぼしているとの事実を適示して、原告銀徳及び原告吉村の社会的評価を低下させるものである。

⑧メッセージ番号12

この発言は、「Re: 有限会社銀徳吉村公俊って何者?」とのタイトルと相まって、具体的な事実を適示せず、原告銀徳及び原告吉村の社会的評価を低下させるものである。

⑨メッセージ番号13

この発言は、「Re: 有限会社銀徳吉村公俊って何者?」とのタイトルと相まって、原告が他人を騙したとの事実を適示して、原告銀徳及び原告吉村の社会的評価を低下させるものである。

⑩メッセージ番号23

この発言は、「Re: 有限会社銀徳吉村公俊って何者?」とのタイトルと相

まって、具体的事實を適示せず、原告銀徳及び原告吉村の社会的評価を低下させるものである。

(3) 違法性阻却事由の損害をうかがわせる事情の不存在

上記各メッセージ内容に適示された事實に関して、それが眞実であることをうかがわせる事情は全くない。

(4) 小括

以上より、上記各メッセージにより原告らの名誉が侵害されたことは明らかである。

3 開示を受けるべき正当な理由

原告らは、本件各発言の発信者に対して、不法行為に基づく損害賠償請求等を行う予定であるが、この権利行使するためには、被告が保有する別紙発信者情報目録記載の情報の開示を受ける必要がある。

なお、上記情報については、仮処分命令を受け、仮に開示された状況にある（甲6、甲7）。

4 被告の削除義務

本件各発言は、原告らの人格権（名誉権を含む。）を侵害するものであるが、前記1(2)のとおり、本件スレッドからの本件各発言の削除は被告又は書き込みをした者しか削除し得ない仕組みとなっている。したがって、被告は、原告らに対して、上記発言を削除すべき条理上の作為義務を負うものである。

さらに、本件各スレッドは、そのタイトルを見れば、いずれも原告らに対する名誉毀損的記載をすることを目的として作成されたものであることが一見して明らかであるため、名誉毀損的発言のみならず、スレッド自体を削除しなければ、原告らの名誉を回復することはできない。したがって、被告は、原告らに対して、各スレッド自体を削除すべき条理上の作為義務をも負うものである。

5 まとめ

よって、原告銀徳及び原告吉村は、被告に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律4条1項に基づき、本件発信者情報

の開示請求権を有するとともに、人格権に基づき、本件各スレッドそのものを削除するよう請求する権利を有するものである。

以上

証拠方法

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 甲第1号証 | 陳述書 |
| 甲第2号証 | 電子掲示板（「有限会社銀徳吉村公俊って何者？」と題するスレッド） |
| 甲第3号証 | 電子掲示板（「有限会社銀徳吉村公俊って何者？」と題するスレッド） |
| 甲第4号証 | 内容証明郵便 |
| 甲第5号証 | 回答書（甲第4号証に対するもの） |
| 甲第6号証 | 仮処分決定書 |
| 甲第7号証 | 被告からの連絡文書 |

附属書類

- | | |
|-----------|-----|
| 1 甲号各証写し | 各1通 |
| 2 全部事項証明書 | 1通 |
| 3 訴訟委任状 | 2通 |

当事者の表示

〒649-6202

和歌山県岩出市根来92番地

原 告 有限公司 銀 徳

代表者 取締役 吉 村 公 俊

〒649-6234

和歌山県岩出市高瀬148番地

原 告 吉 村 公 俊

〒640-8154

和歌山市六番丁24番地 ニッセイ和歌山ビル11階

あすか綜合法律事務所（送達場所）

電話073-433-3980 FAX073-433-3981

原告ら訴訟代理人 弁護士 豊 田 泰 史

弁護士 太 田 達 也

弁護士 重 藤 雅 之

〒640-8152

和歌山市十番丁72番地 カサ・デ・まるのうち201

被 告 吉 田 益 夫

(別紙)

発信者情報目録

- ① IPアドレス
- ② タイムスタンプ
- ③ 侵害情報に係る携帯電話端末又はPHS端末からのインターネット接続サービス利用者識別符号
- ④ 侵害情報に係るSIMカード識別番号（個体識別番号）

(別紙)

発 言 目 錄

電子掲示板「和ネット掲示板」(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/>) 内における

1 スレッドタイトル「有限会社銀徳吉村公俊って何者？」

(URL : <http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2446>)

① 番号：1、名前：名無しさん、投稿日時：2014年2月1日 17時52分

『給料貰いに行ったら領収書じゃなくて借用書にサインさされそうになりました
暴力団でもそんな事しないでしょ？ 吉村公俊って何をしてる人が誰か知りません
か？』

2 スレッドタイトル「有限会社銀徳吉村公俊って何者？」

(URL : <http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2447>)

① 番号：1、名前：名無しさん、投稿日時：2014年2月1日 17時55分

『給料貰いに行ったら領収書じゃなくて借用書にサインさされそうになりました
暴力団でもそんな事しないでしょ？ 吉村公俊って何をしてる人が誰か知りません
か？』

② 番号：3、名前：名無しさん、投稿日時：2014年2月2日 5時19分

『やっぱり、そうですかね 抗議したら領収書を出してきたのでそれにはサインしま
したが大丈夫でしょうか？ 実印も押したので悪用されそうな気もして心配してま
す』

③ 番号：4、名前：名無しさん、投稿日時：2014年2月2日 10時49分

『何で給料の受け取りに「実印」要るねん？おかし過ぎやで。
別の何かの機会に印鑑証明とか渡してないよな？危ないで』

④ 番号：5、名前：名無しさん、投稿日時：2014年2月2日 10時56分

『まあ100%胸張って真面目にしてるとは思えませんねえ。』

⑤ 番号：6、名前：名無しさん、投稿日時：2014年2月3日 17時57分

『行政処分まで受けてるんですね 皆さん的情報を見たらますます不安になってきました 議員の紹介だったので安心してたのですが有限会社銀徳の吉村公俊って人は少しヤバい人っぽいですね 警察に相談しましょうかね』

⑥ 番号：8、名前：名無しさん、投稿日時：2014年2月2日 21時12分

『↑ でも、県から公表されてるから、余ほど悪質なんだろうよ。名前でたからって、名誉毀損だなんて。悪事はいつも暴露しなければ、同じ被害者が出るってこと。』

⑦ 番号：9、名前：名無しさん、投稿日時：2014年2月3日 21時50分

『自分は名誉毀損で訴えられても良いと思ってます 更なる被害者や辛い想いをする抑制になればええかなと考えてますから』

⑧ 番号：12、名前：名無しさん、投稿日時：2014年2月4日 21時21分

『うなんですか こんな時はどこへ相談するべきなんでしょうかね？』

⑨ 番号：13、名前：名無しさん、投稿日時：2014年2月5日 9時43分

『今後、自分みたいに誰かが騙されないように警察に相談する事にしました皆さん、ありがとうございます』

⑩ 番号：23、名前：名無しさん、投稿日時：2014年3月14日 15時46分

『かなり強引で悪質だっていう噂聞いたことある。』



平成26年()第 号 発信者情報開示等請求事件
原 告 有限会社銀徳 外1名
被 告 吉田益夫

証拠説明書

平成26年7月25日

和歌山地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 豊田泰史



同 弁護士 太田達也



同 弁護士 重藤雅之



甲	標目 (作成年月日)	原 写	作成者	立証趣旨等
1	陳述書 (H26.5.12)	原	原告吉村公俊	<ul style="list-style-type: none"> ・本件各記載はいずれも虚偽であるところ、原告らの名誉（人格権）及び信用が侵害され、その業務に著しい支障と損害が生じていること。 ・本件各発言は、いずれも事実に反する単なる誹謗・中傷であること。 ・現在、尾園晋造の名誉棄損事件は和歌山地方検察庁に送検され捜査が進められていること。 ・被告は表現の自由の意味を取り違え、違法表現を野放しにし、悪質な人権侵害行為を助長していること。 ・その他原告ら主張事実。

2	電子掲示板（「有限会社銀徳吉村公俊って何者？」と題するスレッド ID 2446） (H26. 6. 30)	写	被告	訴状別紙発言目録記載の各記事の存在
3	電子掲示板（「有限会社銀徳吉村公俊って何者？」と題するスレッド ID 2446） (H26. 6. 30)	写	被告	訴状別紙発言目録記載の各記事の存在
4	内容証明郵便 (H26. 2. 19)	写	原告代理人	原告らが、被告に対し、訴外で本件スレッドの削除を求めたこと
5	回答書 (H26. 2. 28)	写	被告	<ul style="list-style-type: none"> ・原告代理人からの本件スレッドの削除請求（甲4）を、被告が拒否したこと。 ・拒否理由について被告は、削除するかどうかについて「原告らと尾園晋造との間で勝手に裁判をして決めて貰いたい」旨の無責任極まりない回答をしたこと。
6	仮処分決定書 (H26. 6. 24)	写	和歌山地方裁判所	本件に関し、和歌山地方裁判所によって、情報開示及び削除の仮処分命令がなされたこと。
7	被告からの連絡文書 (H26. 7. 7)	写	被告	被告が、仮処分決定に従い、発信者情報を開示するとともに、本件各スレッドを削除したこと（スレッドIDは誤記と思われる）。

以上